附　則

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業主が行った次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号。以下この条において「法」という。）第十三条又は第十五条の二の申請に係るこれらの規定の認定の基準については、それぞれ第一条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下この条において「新令」という。）第四条又は第五条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　新令第四条第九号イ及び第五条の三第六号の規定は、施行日前に行われた法第十五条及び第十五条の五の規定による認定の取消しについては、適用しない。

3　新令第四条第五号に定める男性労働者の育児休業等の取得及び育児目的休暇制度の利用に係る基準については、同号の規定にかかわらず、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた法第十三条又は第十五条の二の申請については、なお従前の例によることができる。

4　法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の計画期間の開始の日が施行日前であり、かつ、施行日後に法第十三条又は第十五条の二の申請を行った事業主に係る、新令第四条第五号の適用については、同号本文中「計画期間において」又は「当該計画期間において」とあるのは、「平成二十九年四月一日から当該計画期間の末日までの期間において」とすることができる。

5　施行日から平成三十年三月三十一日までの間に事業主が公表する法第十五条の三第二項に規定する次世代育成支援対策の実施の状況については、新令第四条第五号の四第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　施行日前に事業主が行った女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号。次項において「法」という。）第九条の申請に係る同条の認定の基準については、第二条の規定による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（次項において「新令」という。）第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　新令第八条第一項第一号ホ(1)の規定は、施行日前に行われた法第十一条の規定による認定の取消しについては、適用しない。

（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　施行日前に事業主が行った青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号。次項において「法」という。）第十五条の申請に係る同条の認定の基準については、第三条の規定による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（次項において「新令」という。）第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日から平成三十年三月三十一日までの間に事業主（施行日前に法第十五条の申請を行い、当該申請により認定されたものに限る。）が提出する新令第十一条に規定する認定状況報告書及びこれに添えるべき当該事業主が法第十五条の基準に適合するものであることを明らかにする書類に係る当該基準については、新令第九条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（様式に関する経過措置）

**第五条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## ○厚生労働省令第三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第一号の四中「〇・五ｍｇ」を「三ｍｇ」に改める。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第一号の三十を第一号の三十一とし、第一号の二十九を第一号の三十とし、第一号の二十八の次に次の一号を加える。

一の二十九　（五Ｒ）－四・五－エポキシ－三－ヒドロキシ－一七－メチルモルヒナン－六－オン（別名ヒドロモルフォン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中（五Ｒ）－四・五－エポキシ－三－ヒドロキシ－一七－メチルモルヒナン－六－オンとして二四ｍｇ以下を含有するものを除く。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第六号の五中「一カプセル」を「一個」に改める。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の九から第六号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第六号の八の次に次の一号を加える。

六の九　二・二－［二－［（一Ｒ）－一］－（［（二・五－ジクロロベンゾイル）アミノ］アセチル）アミノ］－三－メチルブチル］－五－オキソ－一・三・二－ジオキサボロラン－四・四－ジイル］二酢酸（別名イキサゾミブクエン酸エステル）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第一号の四中「亜硝酸アルミ」を「亜硝酸アミル」に改める。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の五十八を第五号の五十九とし、第五号の九から第五号の五十七までを一号ずつ繰り下げ、第五号の八中「〇・五ｍｇ」を「三ｍｇ」に改め、同号を第五号の九とし、第五号の七の次に次の一号を加える。

五の八　アフリベルセプト　ベータ及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十三号の二十八を第十三号の二十九とし、第十三号の十四から第十三号の二十七までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の十三の次に次の一号を加える。

十三の十四　（五Ｒ）－四・五－エポキシ－三－ヒドロキシ－一七－メチルモルヒナン－六－オン（別名ヒドロモルフォン）又はその塩類の製剤であつて、一個中（五Ｒ）－四・五－エポキシ－三－ヒドロキシ－一七－メチルモルヒナン－六－オンとして二四ｍｇ以下を含有するもの

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第二十四号の三十三中「一錠」を「一個」に改める。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の十四中「一カプセル」を「一個」に改める。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三十七号の二十一を第三十七号の二十二とし、第三十七号の二十を第三十七号の二十一とし、第三十七号の十九の次に次の一号を加える。

三十七の二十　七－［（二Ｓ・三Ｓ・四Ｒ・五Ｒ）－三・四－ジヒドロキシ－五－（ヒドロキシメチル）ピロリジン－二－イル］－一・五－ジヒドロ－四Ｈ－ピロロ［三・二－ｄ］ピリミジン－四－オン（別名フオロデシン）、その塩類及びそれらの製剤

別表第五中第百五十六号を第百五十九号とし、第七十九号から第百五十五号までを三号ずつ繰り下げ、第七十八号を第八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十一　七－［（二Ｓ・三Ｓ・四Ｒ・五Ｒ）－三・四－ジヒドロキシ－五－（ヒドロキシメチル）ピロリジン－二－イル］－一・五－ジヒドロ－四Ｈ－ピロロ［三・二－ｄ］ピリミジン－四－オン（別名フオロデシン）、その塩類及びそれらの製剤